

随意契約理由書

1 工 事 名	喜連瓜破橋大規模更新工事
2 業 者 名	大成・富士ピーエス・MMB 異工種建設工事共同企業体
3 随意契約理由	<p>本工事は、阪神高速道路14号松原線喜連瓜破付近の3径間連続PC有ヒンジ箱桁橋における中央ヒンジ部の垂れ下がり等の構造物の永続性にかかる課題を解消するため、橋梁の架替を実施する大規模更新工事である。</p> <p>本工事では内環状線や長居公園通りといった重交通の幹線道路上において既設上部工を撤去し橋梁の架設を行うため、非常に厳しい施工条件下で工事期間をできるだけ短くし、14号松原線及び街路への交通影響を極力少なくすることが求められるなど、施工者のノウハウを活用した施工方法を検討し、その施工方法に応じた最適な構造を取り入れる必要がある。</p> <p>そのため、本工事は発注者によって最適な仕様を設定できず、複数の施工方法の提案の中から最も優れた提案によらなければ工事目的の達成が困難であることから、技術提案・交渉方式（段階選抜方式併用）を適用し、事業目的達成のために最も有効な技術提案を行った者を段階選抜者とし、当該技術提案を反映した概略設計業務を実施した。</p> <p>今般、概略設計業務の完了に伴い業務成果について評価したところ、業務成果が実現可能な施工法であり、かつ施工ステップ毎に必要な期間が適切に考慮された工期である等、標準案より優位性があると認められたことから、大成・富士ピーエス・MMB 異工種建設工事共同企業体が優先交渉権者に選定された。</p> <p>本工事は、この設計に基づく工事を行うものであり、優先交渉権者である大成・富士ピーエス・MMB 異工種建設工事共同企業体が工事の実施が可能な唯一の者である。よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号に基づき随意契約を行うものである。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	